

委託相談支援事業の公募について

1 業務内容

現在（H30年度～R2年度）	公募内容（R3年度～R5年度）	備考
<p>1 障がい者相談支援事業 法第77条第1項第3号に規定する事業及びこれに関連する政省令等に定められた業務を行うものとして、以下の各号に掲げる業務を実施すること。</p> <p>福祉サービスの利用援助に関すること。 社会資源を活用するための支援に関すること。 社会生活力を高めるための支援に関すること。 ピアカウンセリングに関すること。 権利の擁護のために必要な援助に関すること。 専門機関の紹介に関すること。 虐待の防止及び早期発見のための情報収集、関係機関との連絡調整及び対応協力に関すること。 <u>アウトリーチに関すること。</u> 障がい者への差別的取り扱いに関する相談に 関すること。 災害時における障がい者への支援の協力に 関すること。</p>	<p>1 相談支援業務（委託相談）</p> <p>(1) 総合的・専門的な相談支援 <u>各種相談受付・聞き取り・課題整理</u> <u>障がい者等からの相談を受け付けし、主訴を聞き取り、課題の整理や必要な情報提供を行う。</u> 福祉サービスの利用援助 福祉サービスの利用支援が必要な場合、情報提供や同行支援等を行う。 社会資源を活用するための支援 地域の社会資源を活用して相談支援を行う。 社会生活力を高めるための支援 生活する上で必要な金銭面の相談等に関する相談支援を行う。 専門機関の紹介等 他の支援制度・専用窓口等への引継ぎが適当なものについては、専門機関の紹介等を行う。 ピアカウンセリングに関する支援 ピアカウンセリングによる支援が必要な場合に、提供や紹介等を行う。</p> <p>(2) 権利擁護・虐待の防止 <u>成年後見制度利用支援事業への支援・相談対応</u> <u>成年後見制度に関する相談を受け付け、関係機関との調整等を行う。</u> 虐待防止や差別解消に関する相談支援・相談対応 センターや市虐待防止センター等に寄せられた相談に対して、初期対応等を行うなど市と協力して対応する。また、差別解消に関する相談を受け付け、市と協力して対応する。</p> <p>(3) その他 災害等の緊急時における支援の協力 <u>災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に安否確認等の障がい者等への支援の協力を行う。</u></p>	<p>既存の業務である 「(1) 各種相談 受付・聞き取り・ 課題整理」を新た に追加。（参考： 久留米市基幹相談 支援センター）</p> <p>「アウトリー チ」については、 「3地域支援業 務」に整理。</p> <p>既存の業務である 「(2) 成年後見 制度利用支援事業 への支援・相談対 応」を新たに追加。 （参考：久留米市 基幹相談支援セン ター）</p>

現在（H30年度～R2年度）	公募内容（R3年度～R5年度）	備考
<p>2 相談支援機能強化事業</p> <p>前号の障がい者相談支援事業を円滑に実施するために、次の業務を実施すること。</p> <p>専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応に関すること。</p> <p>熊本市障がい者自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取り組みに関すること。</p> <p>区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催及び運営に関すること。</p> <p>担当区域内の指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対する後方支援及び相談支援専門員の人材育成に関すること。</p> <p>熊本市が熊本市障がい者地域支援事業を委託する事業者が事業を円滑に実施するための補助として行う、熊本市障がい者自立支援協議会及び相談支援機能強化員連絡会議等における熊本市障がい者地域支援事業に係る情報の収集や課題の集約、改善に向けた取り組みに関すること。</p>	<p>2 機能強化業務（基幹相談）</p> <p>（1）指定相談支援事業者等に対する指導、助言 複雑・困難な相談ケースへの支援 複雑・困難なケースについて、支援に関する助言や、ケース会議への同席等、指定相談支援事業所へ支援を行う。 指定相談支援事業所への後方支援及び人材育成 担当区域内の指定相談支援事業所に対する後方支援及び相談支援専門員の人材育成を行う。 研修等の企画・運営 熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会と連携し、相談支援専門員のスキルアップにつながる研修等を行う。</p> <p>（2）各種会議に関する連携・取り組み 区障がい福祉ネットワーク会議の企画・運営等 区単位の障がい福祉ネットワーク会議を区役所と連携して年4回程度開催する。 相談支援機能強化員連絡会議への参加 相談支援機能強化員連絡会議の中で、センター間の情報共有や地域での課題の集約や改善に向けた取り組み等を検討する。 熊本市障がい者自立支援協議会の各部会への参加 熊本市障がい者自立支援協議会の各部会に参加し、総合的に課題を集約し、改善に向けた取り組み等を検討する。</p>	<p>「課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取り組み」については、「3地域支援業務」に整理。</p> <p>基幹相談支援センターの位置づけになるため、「（1）研修等の企画・運営」を新たに追加。</p>

現在（H30年度～R2年度）	公募内容（R3年度～R5年度）	備考
<p>(参考) 地域支援事業</p> <p>(1) 地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築に関すること。 地域で活用可能な機関や団体及び社会資源の把握を行い、地域課題を含めて整理する。 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携を図る。 支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる。</p> <p>(2) 地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組みに関すること。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する周知及び啓発活動を実施する。 障がい者サポーター制度等を活用した障がい者理解に関する周知や研修開催等の啓発活動を実施する。</p> <p>(3) 災害時における障がい者への支援体制の構築に関すること。 災害発生に備え、校区防災連絡会議等への出席、避難訓練への連携・協力等、地域の関係機関と連携した障がい者への支援体制構築に向けた取り組みを行う。</p> <p>(4) 地域生活支援拠点の設置に向けた各種取り組みに関すること。 熊本市障がい者相談支援センターを将来、地域生活支援拠点（平成32年度までに設置）の中核として位置づけるにあたり、区を基本とする地域において障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートを行う。</p>	<p>3 地域支援業務（基幹相談）</p> <p>(1) <u>地域づくりへの取り組み</u> 地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、学校、その他地域の関係機関とのネットワークを構築し、連携を図るとともに、情報交換や助言等を行う。 <u>アウトリーチの実施</u> 地域における支援を必要とする障がい者等を見出し、地域の関係機関と連携し、相談や適切な支援に繋げる。 <u>社会資源の情報収集や共有化、開発等</u> 担当圏域の活用可能な機関や団体及び社会資源等を把握及び整理し、他のセンター等との情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた社会資源の開発等を検討する。 地域における障がい者等への理解促進 障がい者サポーター制度等を活用した障がいへの理解に関する周知への協力や研修開催等の啓発活動を実施する。 災害時における障がい者等の支援体制の構築 災害の発生や感染症が発生する等の緊急時に備え、校区防災連絡会議や避難訓練等への連携・協力等、地域の関係機関と連携した障がい者等への支援体制構築に向けた取り組みを行う。 地域生活支援拠点の各種取り組み センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけて、地域における居住支援の機能の充実を図るとともに、区を基本とする障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートを行う。</p>	<p>地域支援業務（(1) 地域づくりへの取り組み）を新たに追加。</p> <p>「アウトリーチの実施」を新たに追加。 （現在の障がい者相談支援事業から整理）</p> <p>「社会資源の情報収集や共有化、開発等」を追加。 （現在の相談支援機能強化事業から整理。）</p>

2 人員体制

現在（H30年度～R2年度）	公募内容（R3年度～R5年度）	備考
<p>相談支援機能強化員 1名</p> <p>相談支援専門員の資格を有し、かつ、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は介護支援専門員等の資格を有し、加えて、相談支援業務の実務経験が通算3年以上である者</p> <p>相談員 2名以上 西圏域のみ3名以上とするが、2名配置する場合は委託料を減額する。</p> <p>相談支援専門員の資格を有する者</p> <p>（参考）地域支援員 1名</p> <p>社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は介護支援専門員等の資格又は、相談支援専門員の資格を有する者</p>	<p>相談支援機能強化員 1名</p> <p>相談支援専門員の資格を有し、かつ、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は介護支援専門員等の資格を有し、加えて、相談支援業務の実務経験が通算3年以上である者</p> <p>相談員 2名以上 <u>1名配置する場合は委託料を減額する。</u> 西圏域のみ3名以上とするが、2名配置する場合は委託料を減額する。</p> <p>相談支援専門員の資格を有する者</p> <p><u>地域支援員 1名</u></p> <p><u>社会福祉士、精神保健福祉士、保健師又は介護支援専門員等の資格又は、相談支援専門員の資格を有する者</u></p>	<p>相談員の配置は原則2名とするが、1名しか配置できない場合は減額とする。</p> <p>地域支援員を新たに配置。</p>

現在（H30年度～R2年度）	公募内容（R3年度～R5年度）	備考
<p>(4) 相談支援事業所の職員は、事業の実施に支障がない場合に限り、指定相談支援事業に係る業務に従事することができる。</p> <p>ただし、相談事業所の全職員（受託法人の従業者が兼務するセンター長を除く）が担当できる計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援の件数の合計は西圏域以外の圏域及び西圏域で相談員を2名配置する場合は50件、西圏域で相談員を3名以上配置する場合は75件までとする（注2）。</p> <p>（注2）本業務委託契約時において、既に事業者が契約している指定相談支援事業に係る業務のうち、相談支援事業所の全職員が現に担当している案件の合計が上記の数を超えている場合は、この限りではない。ただし、<u>平成32年3月末日</u>までに上記の数を達成しなければならない。</p> <p>これにより、相談支援事業所の職員が現に担当している案件を他の者に引き継ぐことになる場合は、原則として本業務受託者が現に運営している指定相談支援事業所へ引き継ぐこととする。やむを得ず他の指定相談支援事業所へ引き継ぐ場合は、引継ぎ先の指定相談支援事業所へ内容の十分な説明を行い、必要に応じて後方支援を行う等、利用者への不利益が生じないように努めなければならない。</p>	<p>(4) 相談支援事業所の職員は、事業の実施に支障がない場合に限り、指定相談支援事業に係る業務（<u>複雑・困難な相談ケースに限る</u>）に従事することができる。</p> <p>ただし、相談事業所の全職員（受託法人の従業者が兼務するセンター長を除く）が担当できる計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援の件数の合計は西圏域以外の圏域及び西圏域で相談員を2名配置する場合は50件、西圏域で相談員を3名以上配置する場合は75件までとする（注2）。</p> <p>（注2）本業務委託契約時において、既に事業者が契約している指定相談支援事業に係る業務のうち、相談支援事業所の全職員が現に担当している案件の合計が上記の数を超えている場合は、この限りではない。ただし、<u>令和5年3月末日</u>までに上記の数を達成しなければならない。</p> <p>これにより、相談支援事業所の職員が現に担当している案件を他の者に引き継ぐことになる場合は、原則として本業務受託者が現に運営している指定相談支援事業所へ引き継ぐこととする。やむを得ず他の指定相談支援事業所へ引き継ぐ場合は、引継ぎ先の指定相談支援事業所へ内容の十分な説明を行い、必要に応じて後方支援を行う等、利用者への不利益が生じないように努めなければならない。</p>	<p>指定相談支援の保有件数は、指定相談支援事業の相談支援専門員が地域支援員になる可能性が高いことから、50件（西圏域75件）のままとする。ただし、複雑・困難なケースに限る。</p> <p>件数制限の期限は、現在と同じく委託2年目終了時（令和5年3月末）とする。</p>

3 委託料

現在（H30年度～R2年度）	公募内容（R3年度～R5年度）	備考																								
<p>(1)受託者が運営する他の事業所（地域活動支援センターを除く）と明確に区分して相談支援事業所を設置する場合</p> <table border="1" data-bbox="152 329 672 486"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西圏域</td> <td>62,332千円</td> </tr> <tr> <td>西圏域以外</td> <td>49,749千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)(1)に該当しない場合（地域包括支援センターと同事業所内に設置する場合を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="152 629 672 786"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西圏域</td> <td>62,232千円</td> </tr> <tr> <td>西圏域以外</td> <td>47,649千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下で示す金額は3ヶ年の契約金額とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。</p>	圏域	金額	西圏域	62,332千円	西圏域以外	49,749千円	圏域	金額	西圏域	62,232千円	西圏域以外	47,649千円	<p>(1)受託者が運営する他の事業所（地域活動支援センターを除く）と明確に区分して相談支援事業所を設置する場合</p> <table border="1" data-bbox="904 329 1423 486"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西圏域</td> <td>84,885千円</td> </tr> <tr> <td>西圏域以外</td> <td>69,744千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)(1)に該当しない場合（地域包括支援センターと同事業所内に設置する場合を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="904 629 1423 786"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西圏域</td> <td>82,746千円</td> </tr> <tr> <td>西圏域以外</td> <td>67,605千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下で示す金額は3ヶ年の契約金額とする（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。</p>	圏域	金額	西圏域	84,885千円	西圏域以外	69,744千円	圏域	金額	西圏域	82,746千円	西圏域以外	67,605千円	<p>地域支援員1名分を増額。 また、その他の人件費及び運営費についても増額。</p>
圏域	金額																									
西圏域	62,332千円																									
西圏域以外	49,749千円																									
圏域	金額																									
西圏域	62,232千円																									
西圏域以外	47,649千円																									
圏域	金額																									
西圏域	84,885千円																									
西圏域以外	69,744千円																									
圏域	金額																									
西圏域	82,746千円																									
西圏域以外	67,605千円																									

4 スケジュール

< 応募受付期間 >

令和2年11月11日（水）～12月10日（木）

< 応募者ヒアリング及び受託者選定作業 >

令和3年1月上旬（予定）

< 受託者決定 >

令和3年2月上旬（予定）